

指導医手当と監査担当医師手当が新設されます

12月1日に熊本大学職員給与規則の一部が改正され、「指導医手当」、「監査担当医師手当」が新設されます。

改正にあたっては、11月中旬に過半数代表者と組合に説明があり、組合からは一層の労働条件改善を図るよう要望しました。

今回の新設手当は、2012年度の診療報酬改定において、病院勤務医等の負担軽減と処遇改善を要件する項目が新たに追加されていることから、医学部附属病院の運営基盤をより強化するために設けられたものです。なお手当の支給は2012年10月1日に遡って適用され、附属病院診療経費からそれぞれ年間所要額として指導医手当 5,532万円、監査担当医師手当 984万円が見込まれています。

指導医手当、監査担当医師手当の内容は以下の通りです。

指導医手当

医学部附属病院の医師 496名（研修医を除く）に対してモチベーションの向上と指導資格所有者の増加を図り、より良質な臨床研修体制整備に繋げるために指導医手当が支給されます。なお、ワークショップ受講や医師免許又は歯科医師免許を取得した日によって手当額が決定されます。ただし、医員パート（大学院生で週8時間以内の勤務、育児等で週30時間以内の勤務者）は除かれます。

- ・対象者 指導医（ワークショップ修了者） 103人
研修医を除く上記以外の医師 393人（うち7年以上の医師 220人）
- ・手当額 指導医（ワークショップ修了者）月額 15,000円
7年以上の医師 月額 10,000円
2年以上7年未満 月額 5,000円
※ 医師法に規定する医籍又は歯科医師法に規定する歯科医籍に登録された日からの年数とする。

監査担当医師手当

医学部附属病院の各診療科等において診療録の監査・記載の指導を行う担当医師を配置し、医療監査への対応体制を整備するため、監査担当医師手当が支給されます。監査担当医師は、各診療科等の患者150人あたりで監査医1名とし、月額5,000円が支給されます。

組合ニュース	NO. 6	熊本大学教職員組合医学部支部
	2012.11.22	内線 5858 メール m-kumiai@union.kumamoto-u.ac.jp